# 事後評価報告書（実行団体用）

１．基本情報

１-１）実行団体名：　特定非営利活動法人　全国女性シェルターネット

１-２）実行団体事業名：「女性に対する暴力」専門相談支援者育成事業

１-３）資金分配団体名：特定非営利活動法人まちぽっと

１-４）資金分配団体事業名：市民社会強化活動支援事業（Pecs）

１-５）事業の種類：草の根活動支援事業

１-６）実施期間：2020 年５月から 2023 年３月

１-７）事業対象地域：全国（オンライン）

2.事業概要

２-１事業計画と結果

２-１-１）優先的に解決すべき社会の諸課題

① 領域：1) 子ども及び若者の支援に係る活動
　　2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動

② 分野：①経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援　②日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援　③社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援④働くことが困難な人への支援　⑤社会的孤立や差別の解消に向けた支援⑦安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

③ 直接的対象グループ：DV・性暴力等の相談支援者（行政・民間）を目指す人々

④ 間接的対象グループ：女性に対する暴力や児童虐待の被害者

２-１-２）事業の背景・課題

〇社会的課題

ドメスティック・バイオレンス（DV）や児童虐待、性暴力問題などは近年、社会的な関心を集めており、被害者の相談支援活動が求められている。ところがこれらの相談支援には高度に専門的な知識やスキルが求められるにもかかわらず、これまで養成プログラムもなく、「求められる知識やスキル・経験」の基準も設定されてはこなかった。そこで、当領域の専門的な相談支援者に求められる基準策定と継続的な人材育成が必要である。

本報告を執筆中の 2022 年 12 月～2023 年２月現在、SNS を中心に、DV や家族からの虐待、性暴力の被害者支援などに関わる民間団体が SNS 上のデマや中傷、攻撃の対象となり、ちょうど現在令和６年度施行に向けた準備が行われている「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が、その背景、趣旨を理解されないまま、攻撃の対象とされる現象が起こっている。全国女性シェルターネットでは、その基本法試案等のパブリックコメント募集に対する提出意見を社会に公表し、ジェンダーベイスト・バイオレンス(Gender-based Violence,あるいは「女性に対する暴力（Violence Against Women)」)の視点での取り組みが不可欠であること、「なぜここだけに税金を投入するのか」ではなく、

ここだけが、福祉の対象とならずに今まで取り残されていたこと、これらの施策はグローバル・スタンダードであり、各国で取り組まれていることなどを社会に対しても訴えかけた。
https://nwsnet.or.jp/images/PDF/statement202302.pdf

〇課題に対する行政等による既存の取組み状況
　現在、内閣府や各自治体で現任の（行政の）相談員に対する研修は行っているものの、新規人材の育成は行ってこなかった。主に民間団体がそれぞれ、講座やプログラムを提供してきたが、それらは全体的に時間数の短いものにとどまってきた。フォレンジック看護学会「性暴力被害者支援看護職(SANE)養成プログラム」は作られ、資格認証が始まっているが、看護師以外を対象にしたプログラム・認証制度はない。

《中長期アウトカム》
全国各地において、専門的な知識やスキルを持つ人々がDV、性暴力、虐待などの被害相談支援を行うことができるようになり、それによって被害者は全国どこでも一定水準の相談支援が受けられるようになる。

２-２本助成事業終了後の事業活動（出口戦略）
　カリキュラム、ｅラーニングシステム、ウェブサイトなどの基本的な事業の体制は確立できたので、今後は講義内容の追加・修正をしながら、広報に力を入れ、受講収入と寄付金で継続的に講座を運営し、資格認定者や修了証取得者を輩出していく。これらの修了者・資格取得者が支援の現場で認知されていき、より質の高い支援を実行できていく状態を作り出すことを目指す。また、2022年度までには少ししか開始できなかった、より少ない時間・科目数などを様々な対象者に提供するパッケージである「ショート・コース」の提供を開始し、さらに個人ではなく相談支援を行う組織に大人数分をまとめて販売する方向性を追求し、様々なニーズに応えていきたい。

## ３．事後評価計画・実施概要

３-１事後評価計画
《評価項目・評価小項目》
〇アウトカムの達成度
　全体的に、一部オンラインに不慣れな受講希望者がいるという問題はあるものの、ｅラーニング方式に切り替えるたことは、正しい判断だったのではないかと思われる。それによって、全国複数地域で対面での講座を開催するよりも実施の費用や手間はかなり節約でき、また利用者にとってもアクセスが格段に容易になった。
　計画時には目標を「３年間で170人が受講すること」としていたが、開講するまでに２年がかかったため、予定がずれこみ、試行実施と、１年目のカリキュラムの開講しかできなかった。この間のべ１４３人が受講しており、今後２年で当初の短期目標は達成できる見込みはある。

中長期目標の達成を阻害する要因としては、１）今後も順調にカリキュラムの教材を法改正などに対応し順次更新しつつ、ワークを開講しつづけられるスタッフの体制を作っていけるかどうか、２）もし、受講者数がかなり少なく受講料収入減少する年が出てきたときに、運営に必要な費用を寄付などによって維持していけるかどうか、３）資格取得希望者が殺到した場合、OJTの体制を提供しきれるのかなどの点が、今後の不安材料としては残っている。4）２期生、３期生と受講生が蓄積して行くときに、受講生の成績等の情報はいっそう複雑になるので、その管理に力を注ぐ必要が出てくることが考えられる。

〇波及効果：

あまり想定していなかった企業や職種の方の受講があった（報道関係者やコンサルタント企業、国際協力関係企業やその従事者が複数企業　SDGsの影響であろうか）。また、マスコミの関心が高く、英字紙にまで報道された。その他に、当法人が関与する別の事業（DV相談事業）の相談員の募集宣伝を対面ワークの場で受講者に対し少しだけ行うことができ、早々に人材プールとして活用できる可能性も見えた。

〇事業の効率性：

カリキュラムを決定し、また講師を選定して依頼するまでは時間がかかったが、その後のラーニングシステムや教材作成、募集、受講者獲得、単位認定などの結果を見ていくと、妥当な成果が得られ、また、eラーニングのシステムと教材がいったん整った後は、今後は一層効率よく成果を出せる土台を作ることができた。

〇　インプットとして要した費用（3 年間）　＊当助成金の収支以外から支出した費用も含む

（1）スタッフ人件費、その他事務費

20年度　¥528,000-

21年度　¥785,000-

22年度　¥3,920,000-

委員謝金　¥950,000-（23年12月時点）

（2）講師等謝金・テキスト刊行費（2022年度分）

講師謝金¥1,770,000　テキスト刊行費¥961,050-

（３）eラーニングシステムやストレージ、オンライン会議等

LMS　¥528,540-

セキュリティボックスリース・保守　¥801,900-

ZOOM　¥25,000-　　等

（４）ワークショップ実施のための会場費や講師スタッフ交通費

¥544,362-

（５）広報（ウェブサイト、チラシ印刷、送料含む）

¥604,644-

（６）その他

翻訳料　¥530,000-、

テキスト保管料　月々¥6、600-　（輸送¥42,900-）　　等

○　事業から得た収入

受講料（試行及び2022年度）

試行¥1,432,000-　2022年度¥6,916,000-

教材パッケージ販売売上

¥880,000-

＜これまでの実績をふまえ、2023年度に支出が見込まれる費目＞

・　スタッフ人件費、事務所費用（倉庫代含む）　400万円
・　策定委員、資格認定委員謝金及び会議費、OJTが始まった場合の実習委託費　40万円
・　LMSシステム、関連するZoomやストレージ　55万円
・　講師謝金・テキスト刊行費　270万円
（→2024年度にはごく少額になる見込み）
・　ワークショップ実施のための会場費、交通費　54万円
・　広報（ウェブサイト更新、チラシ印刷・送料）、営業など　70万円

【合計】889万円

＜収入見込み＞　1期生二年目分　受講料415万円（今年度の8割が引き続き受講想定）
2期生一年目分　受講料484万円（今年度の7割程度の人数の想定）
ショートコース　受講料　60万円

【小計】959万円

寄付金見込み　150万円

【合計】1109万円

3-2事後評価実施概要

3-2-1）評価ポイントの設定・実施（どのような変化をこの事業の重要なポイントとして設定し評価を実施したのか）

① 全国各地の地域の人々（例：すべての都道府県）が受講すること
② 現任の相談員と、これから新規で相談員を目指そうとする人の両方が受講すること
③ DVの相談支援に携わる人と、主に性暴力被害者支援に携わる人のどちらの側からも受講者を得ること
④ 多くの受講者が最後までコースを完了し、修了証や資格取得を得て、相談員としての就職等のキャリア形成や待遇改善に役立てられること
⑤ このような専門的なカリキュラム作成と、それにもとづく人材育成の重要性・必要性を関係施策に関わる人々が認識すること

3-2-2）実施した調査（どのような調査を実施して測定したのか）

①②③2022年度本格実施、2021年度試行実施の受講生及び問い合わせ者層の分析、④2022年度本格実施受講者の履修状況、⑤厚労省および内閣府の施策方針の分析

３－２－３）調査結果の分析（調査結果をどのように深掘りし価値判断をしたのか）

① 全国各地の地域の人々が（例：すべての都道府県）受講すること

2022 年度本格実施の受講生は、申し込みが 97 名、最終的に実際に受講したのは 87 名、その前の試行実施の受講生は　66 名だが、これら受講生は、全国 21 都道府県から参加した。受講生が来ていない県は 26 である。（しかし、そのうち、2 県からは問い合わせはあった。）とりわけ北海道と首都圏から多くの参加があった。北海道が多かったのは、拠点となる関係団体があったためと思われる。また、海外在住の日本人からも 1 名申し込みがあった。首都圏以外の参加者は、つながりのある団体などと関係している受講者が多い。2022 年度は、講座のコンテンツの完成に募集開始ぎりぎりまで取組み、オンライン以外での広報をほとんど行わなかったため、情報が届かなかったところからは受講者を得られなかったものと思われる。むしろ、広報をしなくてもこれほど集まったというのは、関心や期待が高いと考えることができる。

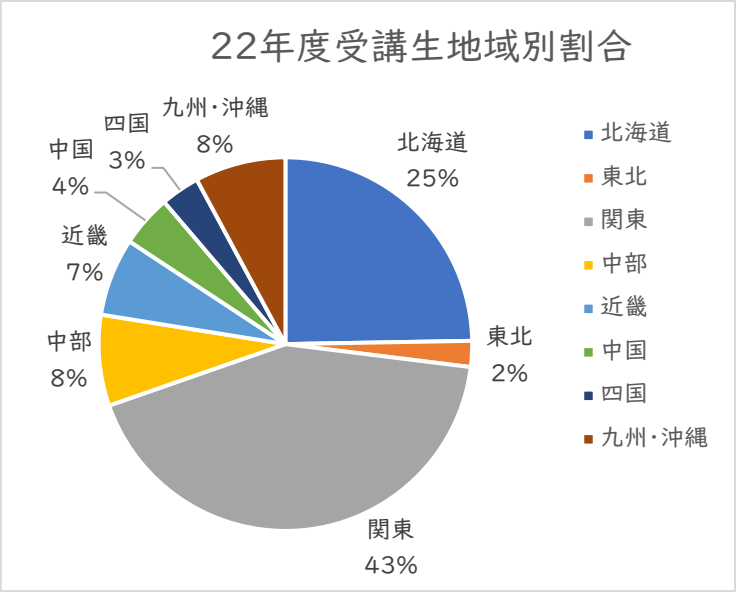


| 都道府県 | 人数 |
|---|---|
| 北海道 | 22 |
| 東京都 | 21 |
| 千葉 | 5 |
| 神奈川 | 5 |
| 静岡・岡山・福島 | 各　4 |
| 埼玉・兵庫 | 各　3 |
| 群馬県・茨城・群馬・新潟・京都・徳島・沖縄 | 各　2 |
| 宮城・秋田・山梨・大阪・高知・大分 | 各　1 |
| 計 | 89 |

うち、埼玉 1 名・神奈川 1 名が途中辞退

② 現任の相談員と、これから新規で相談員を目指そうとする人の両方が受講すること

87 名中 45 名（51.7%）が現役の GBV 支援に関わっている人。新規とちょうど半々になった。これは二つの目標（＝新しい人に来てほしい、現任の支援員をスキルアップさせ、その力量を認証したい）を同時に達成した好ましい結果である。

相談支援経験の有無

単位（人）

| | 支援経験あり | 支援経験なし |
|---|---|---|
| GBV専門コース | 34 | 7 |
| GBV基礎コース | 15 | 19 |
| 性暴力基礎コース | 1 | 0 |
| 性暴力専門コース | 0 | 0 |
| DV専門コース | 4 | 1 |
| DV基礎コース | 3 | 3 |
| 合計 | 57 | 30 |

内、現役支援員45

③ DVの相談支援に携わる人と、主に性暴力被害者支援に携わる人のどちらの側からも受講者を得ること

45名の現役支援員のうち、性暴力の支援団体／機関の人は6名であった。DVも性暴力もどちらも学ぶことになる「GBV専門コース」と「GBV基礎コース」の他に、基礎的なDV被害者支援の知識だけ、基礎的な性暴力被害者支援の知識だけでも学べるコースを用意したが、受講料が高いにもかかわらず、「GBV専門コース」（41名）と「GBV基礎コース」（34名）を選択する人が圧倒的に多かった（この2つのコースは資格取得ができるもの）。「性暴力専門コース」を選んだ人は1名、「性暴力基礎コース」を選んだ人はいなかった（「DV基礎コース」は5名。「DV基礎コース」は6名）。事業の立ち上げということで、大きな期待をしている受講者や資格取得などを視野に入れた人が多かったのが、今回GBVコースの方に選択が集中した要因ではないかと思われる。しかし、配偶者暴力相談支援センターの支援員、性暴力ワンストップセンターの支援員やそれらを目指す人などにとっては、DVだけ、性暴力だけのコースが選べるという設定も意味があると考える（時間数も少なく費用負担も少ないので受講のハードルは低い）。今後、広報を戦略的に行えば、これらのコースの選択者も増えることが期待される。それによって、様々な層の研修受講希望者の受け皿になることを目指したい。

④ 多くの受講者が最後までコースを完了し、修了証や資格取得を得て、相談員としての就職等のキャリア形成や待遇改善に役立てられること

■2022年度本格実施受講者の履修状況の分析

カリキュラムは、動画視聴と、参加型のワーク（対面またはZoom）の両方の要素からなっているが、【動画視聴】では、2022年度に提供した科目分（最大はGBV専門コースで41科目）の視聴をすでに完了した人が、GBV専門コース8、GBV基礎コースで6、DV専門コースで2、DV基礎コースで2名出てきている（受講生は同じカリキュラムを3年間視聴できるしくみ）。

【参加型ワークショップ】（2022年度開講5科目）では、GBV（専門・基礎）コースでは、受講済み率が最も低い科目でも、51人（68%）が受講を修了していて、DV基礎や専門コースの受講者の中にはすべて受講済みの人も3名いる。少し動画視聴よりも先行してしまう傾向にあり、これはカリキュラムの想定（動画で学んだ上で実技、演習）と

は少しずれた結果となっている（周知方法に改善が必要）。特に基礎コースでは2023年に受講が必要な科目は少ししかないので、2023年度にはコース修了者が出てくる可能性は高い。

⑤ 施策に関わる人々が人材育成の必要性を昨今ますます認識している。

Ⅰ．2023年1月現在、令和6年度施行をめざす新法「困難女性支援法」についての厚生労働省基本方針案（検討会で審議中、パブリックコメント意見募集時の文案）においては　「第二－9．人材育成」の項目に「国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する研修を実施し、女性相談支援センターの職員や女性相談支援員（都道府県・市町村）、女性自立支援施設の職員、民間団体の職員等の専門的知識の習得及び資質の向上を図るものとする。国は、職務の内容に応じた研修の内容の充実化及び均てん化を図るため、都道府県等が活用することができる標準的な研修のカリキュラムの構築を検討するものとする。」との文案がある。また、都道府県に義務化される同法の基本計画にも、この「人材育成」の項目を掲げて計画を立てることが望ましいとしている。

Ⅱ．日本政府の「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」（女性版骨太の方針2022）には、女性に対する暴力対策の推進の方針に加え、「各地の男女共同参画センターの機能の強化・充実として専門人材の確保が課題の一つであり、それを解決して男女共同参画センターの機能強化を図る。」（【内閣府】）との方針がある。また、性暴力「ワンストップ支援センターの職員の処遇改善等」の項目においても、「性犯罪・性暴力被害者のための交付金の充実によりワンストップ支援センターの安定的な運営を図るとともに、相談員の処遇改善を図ることで職業として確立するよう支援する。また、相談員の育成に係る海外の先進事例の調査を行い、それを踏まえた研修の実施により、支援員等の人材育成の強化を図る。【内閣府】」とある（2023年度版方針は審議中）。

らから、国が当事業で目指す人材育成の必要性を認識し、今後取り組みがすすめられる可能性があることがわかる。

3-3実施体制（内部/外部、評価担当役割、氏名、団体・役職）

《計画時》

○　講座実施担当スタッフ

・　内部、企画運営、二名　全国女性シェルターネット・共同代表、事務局長

・　内部、事務、一名、全国女性シェルターネット・事務局職員

《事後評価実施時》

・　内部、データの収集・集計、二名、全国女性シェルターネット事務局職員
　　集計結果の分析　一名、全国女性シェルターネット・共同代表

4．事業の実績

4-1インプットの計画と実績

4-1-1）資金

①　事業費（自己資金含む）¥10,720,290-

＊内訳〔直接事業費〕¥9,530,290-/〔管理的経費〕¥1,190,000-

② 評価関連経費（計画時）¥30,000-/（実績額）¥10,0000-（ご記入時点での額でご記入ください）

③ コロナ対策緊急支援追加額¥9,995,000-

④ 助成額（計画時合計額）¥6,000,000-

⑤ 助成額（実績合計額）¥6,000,000-（ご記入時点での額でご記入ください）

⑥ 自己資金の種類と金額（計画時額）

・ 種類:寄付　＝2020 年度:¥100,000-/2021 年度¥570,000-/2022 年度¥140,000-

・ 種類:参加費＝2020 年度:¥150,000-/2021 年度¥300,000-/2022 年度¥750,000-

・ 種類：助成金＝2020 年度：¥931,320-/2021 年度¥1,193,080-/2022 年度¥585,890

⑦ 自己資金の種類と金額（実績額）

・ 種類：※＝2020 年度：¥466,738-/2021 年度¥762,211-/2022 年度¥1,193,087

⑧ 自己資金の調達で工夫した点など（自由記述）:

被害者支援の重要性をシンポジウムやメディア取材などでも話し、またオンラインでの寄付サイトで専用の寄付プロジェクトを立ち上げた。そこから、個人や企業から一定程度の寄付を集めることができた。

日本の DV/性暴力被害者対策の問題点の指摘、改善充実への提言発信には、例えば以下のようなものがある。

2020 年 9 月「私たちが目指す「女性に対する暴力　被害者支援」（特に DV 編）」を、民間シェルターの支援員、行政等の支援員、過去に DV 被害を受けた当事者などの声を集め、現状の DV 対策の改善についての意見をまとめ、公表した。令和 2 年 10 月 28 日（水）の内閣府「女性に対する暴力に関する専門調査会」においても、そのことを報告した。さらに、シェルターネットが主催する企画（「第 22 回全国シェルターシンポジウム 2019 in 東京」「第 23 回全国シェルターシンポジウム 2020　オンライン」「第 24 回全国シェルターシンポジウム 2021in とくしま（オンライン）」）などにおいて、日本の支援の現状や、他国の対策との解離、支援強化の重要性について取り上げてきた。

その他に、他団体のシンポジウムでの報告や講演でも言及してきた。例えば、◆国立女性教育会館 NWEC 男女共同参画推進フォーラム・シンポジウム「傷ついている誰かを取り残さない～ジェンダーに基づく暴力（GBV）とたたかう現場からの提言～」2020 年 9 月、◆あすばるフォーラム 2020「その DV はコロナウィルスのせい？～自粛要請下の DV、性暴力、子ども虐待～」2020 年 11 月 28 日、◆UN Women Regional Office in Asia and the Pacific, “Remote Service Provision for Migrant Women: Global and Local Knowledge Sharing” 2020 年 12 月 16 日、◆日本弁護士連合会連続講座－COVID-19 と国際人権－テーマ:「パンデミックと女性」2021 年 1 月 21 日、◆日本 NPO センター、TikTok オンラインフォーラム「NPO とオンラインプラットフォームで考えるデジタル性暴力の防止」2021 年 1 月 26 日、◆NPO 法人デート DV 防止全国ネットワーク、デート DV 防止スプリングフォーラム　シンポジウム:「コロナ禍で見えてきたジェンダーと暴力の問題からデート DV 予防教育の可能性を考える」2021 年 3 月、◆3/20 緊急オンライン集会　「官製ワーキングプアの女性たち」2021 年 3 月、◆こうち男女共同参画センター「ソーレ」講演会「「非常時」に浮かび上がるＤＶや

虐待、性暴力」2021年11月7日、◆名古屋大学ジェンダーリサーチライブラリー「コロナ禍でのGender-based Violenceの特徴と、世界で『ひとり負け』の日本の被害者支援策」2021年7月16日、◆人権教育啓発推進センター芝大門人権講座「深刻化するDVコロナ禍から見えてくる現状」2021年8月25日、◆ホワイトリボンキャンペーン「コロナ禍での女性への暴力をなくすために男性に何ができるのか」2021年8月28日、◆上智大学グローバル・コンサーン研究所「コロナ対策をジェンダー視点から評価する」2021年9月4日、◆まちぽっとセミナー「地域で進めるDV被害者支援」2021年9月10日、◆国立女性教育会館　ＮＷＥＣグローバルセミナー・パネルディスカッション2021年12月16日、◆青森県男女共同参画センター/青森県子ども家庭支援センター令和３年度「ＤＶ相談・支援者向け講座」(オンデマンド動画)、◆デロイトトーマツ社　ウェビナー「女性に対する暴力撤廃の国際デー　～人材のウェルビーイングとダイバーシティから考えるドメスティック/ファミリーバイオレンス(DFV)サポート～｜Deloitte Japan」2021年11月25日、

◇メディアなどへの取材対応、寄稿などとしては、以下のものがある。◆2021年9月号　東京都社会福祉協議会（東社協）『NOW』「NPO法人全国女性シェルターネット、NPO法人女性ネット Saya-Saya　コロナ禍におけるDV等の防止に向けた被害者支援の取組み」、◆日本NPOセンター　『NPOのひろば』89号「全国ネットワークはどう動いた。2020年を振り返る」◆「日本におけるDV被害者支援、コロナ禍の下で」『社会福祉研究』公益財団法人鉄道弘済会139号, pp. 43-46, 2020年12月（北仲）◆オンライン記事　立憲民主党　読むりっけんー（ウェブ記事）2020年8月12日「DVかも？と思ったら、まず相談を。支援現場を知る北仲千里さんに聞く、相談から生活再建までのフロー」◆「女性のひろば」2020年8月号,◆毎日フォーラム2020年9月号　あしたの日本へ「ＤＶ･虐待の被害者ケアと支援充実を」、◆中央エフエム　子育て応援ラジオ『ママスタ♪』2019年、◆Huffpost「深刻になるDV、虐待…自粛が進んでも、止めてはいけない支援がある【新型コロナ】」2020年03月31日、◆日本NPOセンター「NPOのひろば」　89号　特集「全国ネットワークはどう動いた。2020年を振り返る」2021年、◆WANサイト　連続エッセイ「ーエッセイ「新型コロナウィルス対策と、DV？」、その他、TV,新聞対応など

４-１-２）人材

① 計画時：

- 内部：実施担当事務職員２名　①プログラム策定・体制づくり事務、②プログラム実施事務。策定委員:組織内５名程度＋各加盟団体から意見・情報収集。
- 外部：専門家委員:2名（行政関係者含む)、専門家ゲスト提言者５名（医師、弁護士、研究者等)、海外資料調査、資料翻訳依頼、講座の講師テキスト執筆者20名

② 実績：

- 内部：実施担当事務職員５名①プログラム策定・体制づくり事務１名、②プログラム実施事務４名＋ボランティア１名。策定委員：組織内　６名、
- 外部：専門家委員　１名（研究者)、海外資料調査、資料翻訳依頼　１名＋１団体、講座テキスト執筆者（2022年度分）17名、(2023年度分依頼予定）18名

４-１-３）資機材（事業で購入した高額の資機材の主要なものを記載してください）

① 計画時：ノートパソコン１台、WEBカメラ１台、ICレコーダー１台
② 実　績：ノートパソコン２台

４-２活動とアウトプットの計画と実績
４-２-１）主な活動の計画と実績
《アウトプット（計画時：概要、指標、初期値/初期状態、目標値／目標状態、目標達成時期、実績値)》

① 計画時：会議参加者の中で、求められる人材(知識や能力）の基準が明確化され、またそのための講座などの枠組みが作り上げられる。目標値：このカリキュラム案を支持する委員や関係団体の数が半数を超えること
→　実績：明確化された。委員全員の賛成が得られた。

② 計画時：海外からの情報によって、カリキュラムの内容(項目や時間数、認証方法などを）やその進め方がますます明確になり、また改善される。海外からの情報を活かすことにより、より豊富な内容で妥当なものになる。
→実績：海外のカリキュラムの翻訳２冊、海外への問い合わせ情報収集（アメリカ３州、韓国、オーストラリア）などによって、案が改善された。

③ 計画時：各分野専門家(司法、医療、心理、福祉など）の意見によって、カリキュラム案や認証方法の案が見直され、より妥当性・現実性のある案が決定される。また、講座実施の際の講師や教材作成の協力者への打診ができる。目標値：案の決定。協力専門家のリストに10人以上
→実績：各種専門家や支援者への打診、情報収集をふまえた検討により（司法、学術、医療、心理、福祉、LGBT問題の専門家)、独自性の高い、厳選された講師への依頼が実施できた。依頼できた講師数：35名

④ 計画時:東京での試験的な講座実施によって､受講者の需要や層などの情報が得られ、また講座実施上の成果や課題を把握できる。また事業の認知を広げることができる。目標値：講師からの回答５以上。受講者からのフィードバックを過半数の受講者から得ること。
→実績：オンラインでの試行実施によって、受講者の需要や層などの情報が得られ、またｅラーニングでの固有の課題や可能性についての情報が得られた。受講者からは過半数のフィードバックが得られた。講師からも５名以上のフィードバックが得られた。

⑤ 計画時：認証制度を確立し、最初の認証者を出すことにより、適切な支援ができる人を相談支援現場に配置できるようになる。
→結果：実施スケジュールが後ろにずれ込んだため、当初の目標は未達成だが、順調に履修している受講生が出てきているため、１年半後には修了証取得、認証者を出せることが見込まれる。

⑥ COVID-19感染拡大、自粛生活等の影響により、緊急的かつ臨時的な相談が増加し、相談支援員等の人材の確保により緊急かつリスク管理体制の強化が図られる。

⑦ 緊急支援の取組みをとおしてその必要性や、新たな人材確保・OJT、実習研修の実施を開始し、相談支援体制の構築に向けた取組みが推進される。

《主な活動》

① カリキュラムの枠組みの明確化のために行ったこと：策定会議委員の依頼、会議

② 海外の各団体への情報提供の依頼をする。海外の各団体のウェブサイトや刊行物からの情報の収集。集まった情報の翻訳。委員によるそれらの検討。

③ カリキュラム案や認証方法の案の決定。

④ 講座の試験実施、フィードバックの回収　(受講者アンケート、講座講師からの聴き取り)

⑤ 講座の実施（講師依頼、広報、申し込み受付、講座実施)、受講者アンケート実施、翌年度以降も継続実施できる体制の確立(組織・予算)

《主な活動における実績》

① 策定委員会（支援関係者５名、運営組織体制について助言できる人１名、学術研究者１名、事務局１～２名）で２年間議論を行い、構想をまとめていった。

・ 大学院でのコースに匹敵するほどの、専門的なカリキュラムで時間をかけて学んだ専門家を輩出したい。

・ 同時に、これから支援員になりたい人のための基礎コースや、市民や関連機関向けの短い研修教材も提供していきたい。

・ カリキュラムの内容には、座学と、参加型の演習・ワークの両方が重要である。

・ さらに資格を出す場合にはOJT（基礎コースの場合はフィールドワーク)、試験・面接を課すこととする。

・ 「ジェンダー」の視点が明確に土台にある講座の内容としたい。ジェンダー論そのものの科目群も設け、SOGIに関する科目も含める。

・ DV 支援者が子ども虐待の法制度や機関の動きを必ずしも知っているとはいえない。しかし両者は関連しあって起こる問題なので、子ども虐待の制度・機関・対応の枠組みもカリキュラムに入れる。

・ DVや子ども虐待、性暴力は基礎的な「問題の理解」と、より専門的で実践的な「支援のための知識や技術」の二段構えのカリキュラムとする。

・ DV等のトピックそのものだけでなく、「相談支援とは」の概論や相談記録の書き方、相談の受け方の実技の演習やワークショップも設ける。

・ 法制度や行政、裁判のしくみなどについての基礎知識に受講生の間でばらつきがあるので、そうした知識の科目群も設け、さらに「基礎の基礎編」もオプション科目で設ける。

＜受講形式や価格について等＞

・ 全国どこからも受講でき、何度でも、その人が都合良い時間に学習できるようにするため、eラーニング形式（オンデマンド動画の視聴）を主な形式とする。受講資格などの条件は設けない。

・ 受講料はすべて１科目６０分（原則）で２０００円とし、コースの科目総数を受講料とする。

・ 受講料は、開講開始年にその開講分だけを徴収する。２回の分割払いを認める。

・ オンラインでの受講のため､PCが必須となる｡どうしてもPCを持っていない人には、PCを貸与することにし、そのためのノートPC１台を購入し、貸与した。

② 海外のカリキュラムの翻訳２冊、海外への問い合わせ情報収集（アメリカ３州、韓国、オーストラリア）

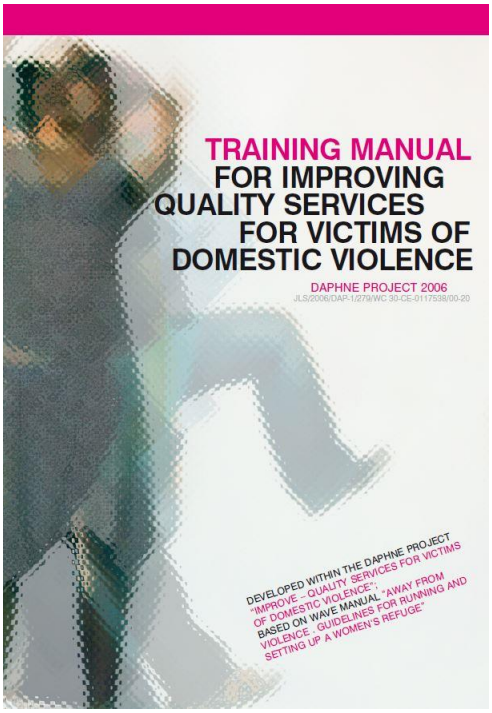


○ 翻訳物

１．Away From Violence : Guidelines For Running and Setting up A Women’s Refuge（2004）『暴力から逃れて：女性のシェルター開設と運営のためのガイドライン』ヨーロッパ・シェルターネットワーク(Women Against Violence Europe, WAVE) DAPHNE Project

2．IMPROVE（2006）『被害者支援の質向上のための研修マニュアル』 ヨーロッパ・シェルターネットワーク(Women Against Violence Europe, WAVE) DAPHNE Project （WAVE マニュアル「Away from Violence : Guidelines For Running and Setting up A Women’s Refuge（暴力から離れて：女性のシェルター開設と運営のためのガイドライン)」から発展させたもの

→ これらの内容は、専門科目「対策・政策を作る」の中で教材として活用する予定。また、これらのカリキュラムが、受講者どうし議論することを基本的な枠組みとしている点が大いに参考になり、本カリキュラムでもワークショップを必修として入れることとした。また、知識を受け取るだけではなく、学んだことや支援の経験を生かして対策案を考えさせているところを参考にし、専門科目「対策・政策を作る」を設けることとした。

○ 情報収集

・ 韓国でも研修が義務づけられ科目や時間数が設定されていることがわかった。

・ サクラメント、デラウェア州、イリノイ州などの取り組みから、単位制にすること、資格を数年後に更新するものにすること、実務経験を重視すること、試験を行い、認定委員会方式とすることなどを参考にし、導入した。

③ カリキュラム案や認証方法の案の決定。テキストの作成・刊行

○ 基礎/ 一般教養（A）

| テーマ名 | 単元名 | 番号 | 形式 |
|---|---|---|---|
| 法を使いこなす | 法を使いこなす | 101 | 講義 |
| 裁判の仕組み（刑事と民事） | 裁判の仕組みと法に携わる専門家Ⅰ | 102 | 講義 |
| | 裁判の仕組み法に携わる専門家Ⅱ | 103 | 講義 |
| 行政機関の役割と組織：警察 | 行政機関の役割と組織：警察 | 104 | 講義 |
| 国と地方自治体の関係・役割 | 福祉政策と制度・機関Ⅰ | 105 | 講義 |
| 福祉政策と制度・機関 | 福祉政策と制度・機関Ⅱ | 106 | 講義 |
| | 国籍（外国人・外国籍とは） | 107 | 講義 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 国籍（外国人・外国籍とは） | 国と地方自治体の関係・役割 | 108 | 講義 |

○　基礎/　一般教養（B）オプション科目（基礎の基礎編）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 法律は誰がどう決める | 法律は誰がどう決めるⅠ | 109 | 講義 |
| | 法律は誰がどう決めるⅡ | 110 | 講義 |
| 地方自治体とは | 地方自治体とはⅠ | 111 | 講義 |
| | 地方自治体とはⅡ | 112 | 講義 |

○　基礎/　ジェンダー学

| | | | |
|---|---|---|---|
| ジェンダー平等と現代社会 | 現代社会のジェンダー平等度を考えるⅠ | 201 | 講義 |
| | 現代社会のジェンダー平等度を考えるⅡ | 202 | ワーク |
| ジェンダー論 | ジェンダー概念や理論　Ⅰ | 203 | 講義 |
| | ジェンダー概念や理論　Ⅱ | 204 | 講義 |
| ジェンダーと暴力、男性性 | ジェンダーと暴力、男性性 | 205 | 講義 |
| セクシュアリティ論 | セクシュアリティ概念や理論 | 206 | 講義 |
| SOGI | SOGI概論 | 207 | 講義 |

○　基礎/　ジェンダー学(オプション科目)

| | | |
|---|---|---|
| セクシュアル・マイノリティの相談支援 | 208 | 講義 |

○　基礎/　相談支援

| | | | |
|---|---|---|---|
| 女性支援の意義と支援理念 | 女性支援の意義と支援理念 | 301 | 講義 |
| 相談・支援の基本 | 相談・支援の基本Ⅰ | 302 | 講義 |
| | 相談・支援の基本Ⅱ | 303 | 講義 |
| 社会資源一般 | 社会資源の活用Ⅰ | 304 | 講義 |
| | 社会資源の活用Ⅱ | 305 | 演習 |
| | 社会資源の活用　Ⅲ | 306 | 演習 |
| ワーク／事例をもとに相談・支援を考える | 事例をもとにした相談・支援のあり方Ⅰ | 307 | 演習 |
| ロールプレイ／相談の受け方の演習 | 事例をもとにした相談・支援のあり方Ⅱ | 308 | 演習 |
| 相談記録を書いてみよう | 事例をもとにした相談・支援のあり方　Ⅲ | 309 | 演習 |

○　基礎/　ドメスティック・バイオレンス【問題の理解】

| テーマ名 | 単元名 | 番号 | 形式 |
|---|---|---|---|
| ＤＶの理解 | ＤＶの構造的理解Ⅰ | 401 | 講義 |
| | ＤＶの構造的理解Ⅱ | 402 | 講義 |
| | 子どもへの暴力と被害の影響 | 403 | 講義 |
| | ＤＶの被害実態 | 404 | 講義 |
| | ＤＶ被害者の心理 | 405 | 講義 |
| | ＤＶ被害者が抱えるトラウマ | 406 | 講義 |
| 加害者について考 | ＤＶ加害者について考える | 407 | 講義 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| える | 加害者処罰と再教育プログラム | 408 | 講義 |
| 児童虐待連携支援 | ＤＶと児童虐待 | 409 | 講義 |

○　基礎/　性暴力【問題の理解】

| | | | |
|---|---|---|---|
| 性暴力の基礎知識 | 性暴力とは | 801 | 講義 |
| | ケースで考える性暴力 | 802 | ワーク |
| 性暴力の構造 | どのように性暴力は起きるのかⅠ被害の構造① | 803 | 講義 |
| | どのように性暴力は起きるのかⅡ　被害の構造② | 804 | 講義 |
| | どのように性暴力は起きるのかⅢ　加害者を考える① | 805 | 講義 |
| | どのように性暴力は起きるのかⅣ　加害者を考える② | 806 | 講義 |
| | 社会は性暴力をどう扱うのか　Ⅰ二次被害 | 807 | 講義 |
| | 社会は性暴力をどう扱うのかⅡ変わる世界の性犯罪 | 808 | 講義 |

以下は 2023 年度　実施予定科目

○　基礎/　子どもの虐待【問題の理解】

| **テーマ名** | **単元名** | **番号** | 形式 |
|---|---|---|---|
| 子どもの虐待概論 | 子どもの虐待概論 | 601 | 講義 |
| | 子どもの虐待　制度の見取り図 | 602 | 講義 |
| | 子ども虐待被害の影響、回復支援の原則 | 603 | 講義 |

○　専門/　ドメスティック・バイオレンス【支援のための知識や技術】（単元名修正の可能性あり）

| **テーマ** | **単元名** | **番号** | **形式** |
|---|---|---|---|
| ＤＶ防止法の概要 | DV 防止法の制定過程と女性支援新法の成立、その意義 | 501 | 講義 |
| | DV 防止法の理解 | 502 | 講義 |
| 相談から回復支援まで | 暴力の気づきと行動化 | 503 | 講義 |
| | 支援の流れ | 504 | 講義 |
| ＤＶ被害者の司法的支援 | 離婚手続き（その 1） | 505 | 講義 |
| | 離婚手続き（その 2） | 506 | 講義 |
| ＤＶ被害者の医療的支援 | DV 被害者の治療・回復 | 507 | 講義 |
| | 病院としての対応 | 508 | 講義 |
| ＤＶ被害者の行政手続き支援 | ＤＶ被害者の行政手続き支援 | 508 | 講義 |
| 特別な配慮が必要な専門的支援 | 外国人女性への DV と母子支援 | 509 | 講義 |
| | PTSD、精神疾患を抱えた女性 | 510 | 講義 |
| | DV、性暴力の被害者の状況を読み解く | 511 | 講義 |
| | 高齢女性、障がいを抱えた女性 | 512 | 講義 |
| | LGBTQ の DV 支援 | 513 | 講義 |
| | 若年女性支援 | 514 | 講義 |

○　専門/　子どもの虐待

| | | | |
|---|---|---|---|
| 子ども虐待ケース支援 | 司法面接概論 | 701 | 講義 |
| | 子ども虐待予防　防止への支援 | 702 | 講義 |
| | 子ども事件の弁護士による支援 | 703 | 講義 |

○　専門/　性暴力【支援のための知識や技術】

| | | | |
|---|---|---|---|
| 性犯罪の支援（刑事） | 性犯罪の支援（刑事）その１　法の規定と手続き | 901 | 講義 |
| | 性犯罪の支援（刑事）その２ | 902 | 講義 |
| 性暴力被害者・医療支援 | 医療支援その１（産婦人科・肛門科） | 903 | 講義 |
| | 医療支援その２（精神科・心療内科・その他の診療科） | 904 | 講義 |
| 予期せぬ妊娠とその支援 | 予期せぬ妊娠とその支援 | 905 | 講義 |
| セクシュアル・ハラスメント | セクシュアル・ハラスメントとパワーハラスメント | 906 | 講義 |
| | セクシュアル・ハラスメントのケースの支援 | 907 | 講義 |
| デジタル性被害の支援 | デジタル性被害の支援 | 908 | 講義 |
| 性暴力ワンストップセンター | 性暴力ワンストップセンター | 909 | 講義 |
| ケースで考える性暴力支援 | ケースで考える性暴力支援：その１ケースの見立てと支援計画 | 910 | 演習 |
| | ケースで考える性暴力支援：その２　ケースの見立てと支援計画 | 911 | ワーク |

○　専門/　DV・性暴力　共通

| | | | |
|---|---|---|---|
| 被害者の理解と支援 | ①被害者の理解　②被害者の心理 | 1001 | 講義 |
| | ③被害者の回復　④支援者としてのあり方 | 1002 | 講義 |
| 【対策・政策を作る】 | 対策・政策を作るⅠ | 1101 | ワーク |
| | 対策・政策を作るⅡ | 1102 | ワーク |

| | 科目数 | 開講開始年 | GBV専門コース | GBV基礎コース | DV専門 | DV基礎 | 性暴力専門 | 性暴力基礎 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 基礎科目 | | | | | | | | |
| 一般教養（A） | 8 | 2022 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| （オプション　一般教養（B）） | 4 | 2022 | | | | | | |
| ジェンダー学 | 7 | 2022 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| （オプション　ジェンダー学） | 1 | 2022 | | | | | | |
| 相談支援 | 9 | 2022 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ドメスティック・バイオレンス【問題の理解】 | 9 | 2022 | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 性暴力【問題の理解】 | 8 | 2022 | ○ | ○ | | | ○ | ○ |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子どもの虐待【問題の理解】 | 3 | 2023 | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 専門コース | | | | | | | | |
| ドメスティック・バイオレンス【支援のための知識や技術】 | 14 | 2023 | ○ | | ○ | | | |
| 子どもの虐待【支援のための知識や技術】 | 3 | 2023 | ○ | | ○ | | | |
| 性暴力【支援のための知識や技術】 | 11 | 2023 | ○ | | | | ○ | |
| 被害者の理解と支援 | 2 | 2023 | ○ | | ○ | | ○ | |
| 対策・政策を作る | 2 | 2023 | ○ | | ○ | | ○ | |
| 合計科目数 | | | 76 | 44 | 55 | 36 | 45 | 32 |
| 合計受講料（オプション科目 +1 万円） | | | 152,000 | 88,000 | 110,000 | 72,000 | 90,000 | 64,000 |
| **資格認定を目指す場合** | | | | | | | | |
| フィールドワーク実習 | | | | ○ | | | | |
| 試験（記述、面接） | | | | ○ | | | | |
| OJT | | | ○ | | | | | |
| 試験（記述、面接） | | | ○ | | | | | |

・　これらは受講料を支払うと、3 年分の受講期間、受講可能。

✧　テキストはバインダー式

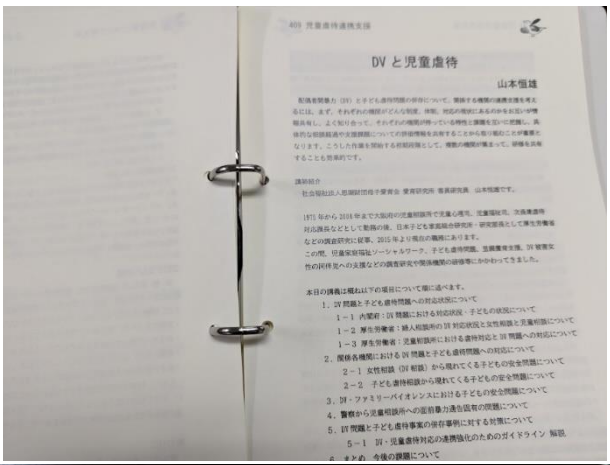


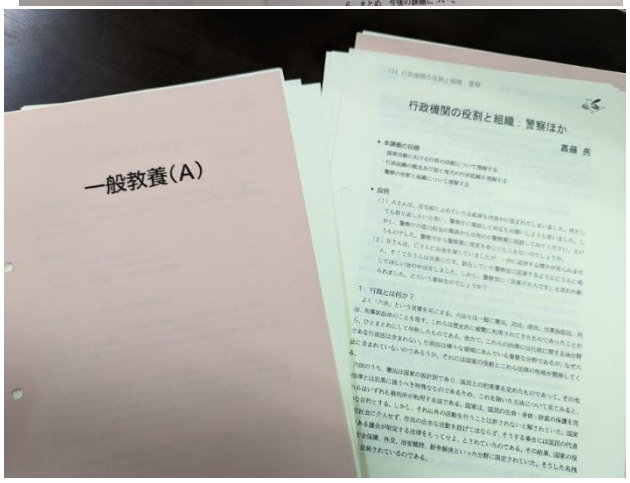

■資格認定の基準

一般社団法人ジェンダーベイスト・バイオレンス専門支援員養成センターが、「GBV 専門支援員」「GBV 支援員」の資格を認証する。また、資格を取得しない場合も、コース履修修了証を受け取ることができる。

◆「GBV 専門支援員」資格

相談支援業務の経験を十分に積んでおり、当講座のコースを修了することによって、支援に必要な専門的な知識や技術を持っている人である、ということを認めるもの。

【資格が得られる条件】

① 実務経験年数 3 年以上＊
（＊「実務経験」とみなす業務対象は、子ども、女性相談支援（DV 性暴力）業務。ただし医療現場、保健センター等での相談支援も含む。）

② 当スクール GBV 専門コースの全科目を履修し、単位が取得できている

③ 当スクールが定める OJT（実習）の修了（参加、および実習先担当者の合格認定をもって修了とみなす） ＊「単位取得見込み」の段階で OJT は開始可能

④ 一般社団法人ジェンダーベイスト・バイオレンス専門支援員養成センターによる試験（筆記と面接）に合格すること。

＊完全に全科目と OJT を修了している時に受験できる

＊実務経験に該当するかどうかは、「資格認定委員会」で判断する。

＊資格の期限と更新について

資格の有効期限は、5 年とし、資格更新のための講習会を受けていただいて審査の上、更新とする。（受講料のみ必要）

◆「GBV 支援員」資格

DV や性暴力等の相談支援の業務に従事するにあたり、基礎的な知識や技術を習得した人であると認めるもの。

資格が得られる条件

① 当スクール GBV 基礎コースの全科目を履修し、単位が取得できている

② 当スクールが定めるフィールドワーク（実習）の修了（参加、および課題提出）

③ 一般社団法人ジェンダーベイスト・バイオレンス専門支援員養成センターによる試験（筆記と面接）に合格すること。

＊資格の期限と更新について

資格の期限は、5 年とし、資格更新のための講習会を受けていただいて審査の上、更新とします。（更新手数料は不要、受講料のみ必要）

◆このほかに、「履修修了したことの証明」を発行

GBV 専門コース、GBV 基礎コース、性暴力専門コース、性暴力基礎コース、DV 専門コース、DV 基礎コースの科目を履修し、単位を取得した証明を履修を完了した年度末に履修証明証を発行する。（有効期限なし）

＊GBV 専門コース、GBV 基礎コース修了後、5 年以内に OJT やフィールドワーク実習、試験を追加で受けると、「GBV 専門支援員」や「GBV 支援員」資格を取ることもできる。

4－3 外部との連携・協力などの実績

- 資料翻訳にあたり、東京 YWCA 国際語学ボランティアズ ILV（5 人のコーディネーター、30 人の翻訳者が協力して進め、仕上げたもの）の協力を得た。
- 講座の科目の内容や講師案を模索する中で、様々な人脈からの紹介をいただき、初めてコンタクトを取って趣旨に賛同いただくことができた。例えば、辛淑玉氏とは初め

て打診をし、お話をして内容のアイデアを議論して作ったが、結果この講義はかなり好評を得ることとなった。また、関西で性暴力加害者へのケアとサポートに取り組む「一般社団法人もふもふネット」からも講義とワーク講師を引き受けていただいた。「LGBT法連合会」や「NPO法人共生社会をつくる性的マイノリティ支援全国ネットワーク」からＳＯＧＩに関わる科目のすばらしい講師陣のご協力をいただいた。また、子ども虐待問題の研究者のもとを相談に訪ね、子ども虐待問題の概論のアイデアや講師陣をご提案いただいた。子どもの人権問題に関わる弁護士の方に相談した結果、子ども虐待問題や、司法面接に関して適切な講義をいただける弁護士の講師陣をご紹介いただくことができた。法学研究者のネットワークを活用し、通常の大学の講義とは異なるコンセプトでの講義をお引き受けいただいた。加害者プログラムにとりくむ団体「アウェア」、移住女性のＤＶや性暴力問題にも取り組んでいる「ＮＰＯ活動法人 移住者と連帯するネットワーク（移住連）」、予期しない妊娠の問題の支援に取り組む「認定NPO法人 ピッコラーレ」、デジタル性暴力被害者支援などに取り組む「ぱっぷす」、「職場のハラスメント研究所」などの団体からも講師をお引き受けいただいた。また、性暴力問題に取り組むライターの方に講師を依頼してみることも試みた。この他、これまでも実際の被害者支援や、政策立案の場で親交のあった弁護士、医師、研究者などの方々に講師をお引き受けいただいた。

- ステイトストリート銀行の社員の皆様による、プロボノとして、翻訳作業をお手伝いいただくことができ、デジタル性被害や、スマートフォン、SNSなどを通じたDV被害に関わるアメリカのシェルターネット（NNEDV）の啓発資料を翻訳することができた。これについても、今後の相談員教材や社会への発信材料として使用していくことができる。
- ラーニングシステムをいくつか比較検討し、ユイコモンズ株式会社のUIshareというシステムを使うことにしたが、同社の担当者方がきめ細かく説明や相談にのっていただくことができ、我々のカリキュラムの動画配信や受講生からの課題の提出に適したシステムづくりのために社内でも色々検討して応えていただける関係となった。
- 動画作成や編集に関して、コムニワークス（映像制作・ITコンサルティング）さんに助言、アドバイスを受けることができた。
- 知人のネットワークを色々と辿って行くなどした結果、動画編集やラーニングシステム選定、講師への連絡、全体の講座の運営、テキスト編集・刊行などに関わるスタッフやボランティアを新たに５人、獲得することができ、その方たちの紹介で、ウェブサイトの作成を依頼できる業者にもたどり着くことができ、非常に短いスケジュールで完成していただいた。
- このような模索の中、資格認証を行う一般社団法人ジェンダーベイスト・バイオレンス専門支援員養成センターを設立することができた。

４-４成果の分析（アウトカムの達成度と分析）

４-４-１）短期アウトカムの計画（計画時：概要、指標、初期値/初期状態、目標値／目標状態、目標達成時期）》

① カリキュラムや資格認証枠組構築のための会議が実施され、提案の骨子が作成される。/指標＝定性的：骨子案が策定されていること、初期状態＝骨子案なし。目標値＝骨子案がある/会議開催数３回・のべ会議参加者数10人以上、目標達成時期2021年３月。

② カリキュラム案の概要が作成される。指標:定性的＝カリキュラム案概要決定。定量的＝カリキュラムの時間数。初期状態＝カリキュラム概要なし。目標値＝複数の日数・20コマ以上のカリキュラム案が完成していること、目標達成時期2021年３月。

③ 専用のウェブサイトを開設し、東京での講座の広報ができ、申し込み受け付けを開始

する。指標:定性的＝ウェブサイト開設、初期状態＝ニーズがわからない。目標値＝募集や問い合わせを開始でき、周知ができるようになること。達成時期の目標 2021 年 10 月。

④ 東京において、講座を実施する経費を投入して、試験的な講座の実施を行い、人材育成が開始される。指標：定性的：講座の実施＆定量的：実施時間数、参加者数、参加者アンケート調査での回答、初期状態＝講座・人材育成の機会が無い、目標値＝東京で複数の日数・20 コマ以上の講座が実施され、受講者が獲得できること、参加者アンケートにより効果や要改善点などの情報を得ること、目標達成時期＝2022 年 1 月

⑤ 全国数カ所(札幌、東京、大阪、名古屋、福岡など）で講座実施することにより、全国での人材育成が開始される。定性的：講座の実施　定量的：実施時間数、参加者数および問い合わせ者数、参加者アンケート調査での回答　初期値＝全国での講座・人材育成の機会が無い目標値＝全国数カ所で講座が実施され、受講者を得られること。参加者アンケートにより効果や要改善点などの情報を得ること。2023 年 1 月。

⑥ 全国で講座を受けた人を対象にした認証制度が確立できることによって、「相談支援ができる人材」の認証体制が確立される。定性的：認証制度の確立　定量的：応募者数および認証者数、初期状態＝認証制度がない目標状態＝講座での受講者の状況をふまえた認証制度が作られること。認証評価が実行できること。応募者や認証者が 1 人以上出ること。時期＝2023 年 3 月。

4-4-2）短期アウトカムの達成度（実績：概要、実績値、要因、課題など）

① カリキュラム骨子案　作成
会議開催数 2 回　のべ参加人数（１２名）　達成時期：時期 2020 年 7 月

② カリキュラム概要作成、(70 コマ以上）　時期＝2021 年 10 月

③ 東京会場でではなく、e ラーニング主体の講座に形態を変更し、1 年目のカリキュラムを作成。そのうちの試行実施分を決定。暫定的ウェブサイトを開設し、宣伝を開始した。
時期：　2021 年 11 月

④ オンラインの e ラーニングに方法を変更して、試験実施をおこなった。
実施時期＝2022 年 1 月 15 日～ 3 月 15 日　・コマ数講義視聴 10 科目、Zoom でのワーク 1 科目の系 11 科目・受講者数 66 名、内 10 名はワークショップ受講なし前提で受け入れ(定員 50 名を上回っていたため)･アンケートを実施。全課題提出率　87.9%

⑤ 2022 年 4 月にウェブサイトを本格的なものに改訂し、2022 年度分カリキュラム（46 コマ）分のコースの広報を開始した。
5 月に募集を開始、7 月から開講、テキストを刊行、ワークショップを全国 2 カ所（札幌、東京）で計 24 回実施した（対面 10、Zoom14)。受講生：70 名。実施時期：2022 年 7 月～12 月　したがって、おおよそ目標値は達成された。

⑥ 2022 年 12 月末に、資格取得に必要な条件や残りのカリキュラムなどについて決定し、公表した。2023 年 1 月カリキュラムが全て確定され、2023 年度分の講義素材（動画やテキスト 35 コマ分）の講師依頼の準備が整った。目標としていた資格認証者を出すには、あと 1 年の受講と、OJT、試験などが必要ということを決定したので、目標としていた資格認証者を出す状態には達していない。しかし、約 8 人が、2022 年度の所定のカリキュラムの単位を取得し、2 年目の履修を目指している。

4-4-3）アウトカム達成度についての評価
（複数の短期アウトカムの達成度を総合的に見て（中長期アウトカム・今後の活動に向けた展望など含む))

大学教員以外の講師にとって、講義動画作成は未体験の人も多く、仕上がりの質にはばらつきが出たが。なんとか 2022 年度分すべての講義動画を集めて開講することができた。2023 年分はもう少しスケジュールを前倒しし、また、スタッフの側も動画編集についての専門家からの助言を受けて知識を高めて対応する予定にしている。

ワークの実施（特に対面）は骨の折れる作業ではあったが、やはり、受講生同士顔を合わせて交流する場も重要であり、また、運営側も受講生の様子を知ることができる貴重な機会であることが再認識された。Zoomでのワークも、最初にZoomの利用に自信が無い人には対応して練習する時間を設け数名対応したが、2020年ごろよりは、Zoomなどを経験したことがある人が多くなっている様子だった。

4-4-4）波及効果（想定外、波及的・副次的効果など）
「コロナ緊急支援」による取り組みなどが本事業に影響、波及したこと、その効果

加盟団体の各支援現場に、「コロナ緊急支援」として財政的な支援をする中で、その日々の活動の詳細な報告が寄せられた。それらの報告を通じて、コロナ禍のもとで包括的な支援を必要としている支援対象者が存在していることが一層明確になった。

各団体の支援現場でどのような人を支援しているか、また、コロナになってつらい状況におかれるようになっている人たちの状況、それに対して支援がしにくくなっている状況や、新たに必要となって模索している活動など（給付金の支援や、メンタルヘルス悪化に対する支援、新たな生活支援など）の様子を通常時以上に情報交換し合えるようになった。これら、得られた情報は、講座実施だけでなく、必要とされている支援活動とはどのようなものなのか、また民間の支援団体はどんな活動をしているのかを今後社会に発信していくためにも役立てることができる。

また、緊急支援によって現場のスタッフの活動が継続でき、若いスタッフも育てていくことを目指す団体も出てきた。その中から、本講座を受講する関係者も出てきた。

4-4-5）効率性の向上

スタッフ間の連絡に関してZoomの会議と個別のメールだけでなく、SlackやGoogle Sheetを用いることによって効率化できるようになった。テキストの素材の価格が上昇し、品薄になっている中で、関係者の人脈を生かしてなんとか確保し、安価で刊行することができた。当初は会議のための交通費や会議室確保の予算を多く見積もっていたが、オンライン会議やオンラインでのストレージの活用、Slack等の連絡ツールによって、交通費や会議室費は大幅に縮小された。

## 5．成功要因・課題

〇成功要因

1）委員などの中で、なぜこの事業が必要なのかと問題意識が共有されており、かつどのような人材育成をしたいのかというずっと温めてきたアイデアが豊富にあり、また各委員がこれまでも講座運営や大学での講義の立案などを担ってきた経験があったこと。相談支援関係者と研究者のそれぞれの人脈を生かした講師選定や依頼ができたこと。決めなければならないことは数多くあったが、委員の中で意見が分かれることはあまりなく、非常に生産的な議論を積み重ねることができた。

2）コロナ禍の影響で、急速にオンラインでの授業や会議の方法が日本全体にも拡がったことによって、eラーニング用の教材作りも実施可能であろうという判断ができるような状況になったこと。提供できる事業者も複数出てきて、選定した業者のサポート

も手厚かった。

３）多くの協力者・協力団体などがあったこと

これまでに各委員が支援や専門的な職務の中で築いてきた様々な人脈が生かされ、講師の発掘や依頼、事務、翻訳、LMS システムや動画編集などのコンサルテーションなどに役立ち、また加盟団体等を通じた広報、受講者獲得などにもつながった。

４）「コロナ緊急支援」で支援現場の状況や声も一層よく見えてきたこと

加盟団体の各支援現場に、「コロナ緊急支援」として財政的な支援をする中で、その日々の活動の詳細な報告が寄せられた。そこには、シェルターの掃除片づけ、荷物の運搬から、各機関への同行支援、新生活を被害者が始められるようになるための多方面での支援、各専門機関・行政機関との連携・協議など被害者支援の活動とはどういうものであるのかがまさに生き生きと描き出されていた。

〇課題

展開すればするほど、受講生の管理や、LMS システムや教材の更新などの維持管理の重要性が増してくると思われる。特に昨今、法改正が相次いでいくことが見込まれており、それに対応した教材の改訂を継続的に行っていく必要がある。それをしっかり担ってもらえるスタッフの体制と、その人件費を確保し続けることが不安要因である。

また、広報がまだほとんどできていないので、今後はそこに力を入れる必要がある。

## ６．「つながり」の強化

【新たな「つながり」】

・ 新しく講師を担っていただける児童虐待分野の弁護士さんたちや、民間団体など、さらに LMS 業者や、ウェブサイト構築業者、動画作成コンサルタントなどと知り合うことができた。もちろん、新たに受講して下さった皆さんとも。

【「つながり」の強化（１）】

・ 別の側面で委員が知り合いである人々や団体に、講師を打診して引き受けていただいたり、さらに適任な講師をご紹介いただくことができた。

【「つながり」の強化（２）】

・ 新しくこの事業のために雇用したスタッフやボランティアの方（約５人）と、頻繁に連絡や相談をしながら一つ一つすすめていくようになった。相談支援団体としてもとからつながりのあった団体の方に、組織の運営支援面での助言者としても加わっていただくことができるようになった。一部の加盟団体の方と、講座の企画や実施を一緒にやったことで、深く話し合う機会がもてた。

## ７．結論

支援団体の集まりである当団体が、人材育成のスキームを構築し、またその講座を無事開始することができた。しかも新しいｅラーニングの形で構築できたことは、今後の展開の可能性を大きくすることができた。その中で、新しいスタッフも獲得することにつながった。また、人材育成プロジェクトを打ち出すことによって、それに賛同した寄付も集め

ることもでき、新たにこれに協力する専門家や各方面の団体との新しい形での協働ができた。資格認定者を出したり、すべての教材を完備し、二期生を迎えていく段階はまだこれからではあるが、目標に向かって、順調に進みつつあると言える。

7－1事業実施のプロセスおよび事業成果の達成度の自己評価

・（1）、（2）それぞれ1箇所を選択し、○をご記入ください。

| | 多くの改善の余地がある | 想定した水準までに少し改善点がある | 想定した水準にあるが一部改善点がある | 想定した水準にある | 想定した水準以上にある |
|---|---|---|---|---|---|
| （1）事業実施プロセス | | | ○ | | |
| （2）事業成果の達成度 | | ○ | | | |

7－2事業実施の妥当性

たくさんの科目を含んだ動画視聴とテキストを用意することができ、まず初年度として広報が不足しているにもかかわらず87名の受講生を得て開講することができた。人材育成の必要性があるだけでなく、受講したいと考え、関心を持ってくれる人々、実際に受講料を支払う意志のある人々が一定数存在することが確認されたので、この事業を行った意義はあったと思われる。改善点としては、事業実施プロセスの観点では、教材の作成・講座の実施・資格認定までの予定の遅れがある。さらに、本格的な講座のコースを取る受講者以外の行政や市民に向けての短い時間での「ショートコース」の提供や、現任者向けの講座などまでまだ用意できていないという点でも予定よりも遅れている。また、どの程度の人数や時間、業務内容の担当するスタッフが必要かどうかについては試行錯誤が続いた。全体の事業実施の責任を担う担当者、動画コンテンツやLMSの構築・メンテナンスを主に担当する人など、必要な能力や、この事業に関する作業に慣れてわかっていく時間も相当必要であり、それなりにeラーニングやウェブサイト、動画などの知識も必要なことから、今後も十分なスタッフの体制が組んでいけるかどうかが不安材料である。「事業成果の達成度」の面では、たくさんの科目を用意して「3年間視聴可能」としたせいか、1年目に1年目のすべての科目を視聴し終えず、ゆっくり取り組んでいる受講生が想定よりも多いことがある。「4年間にしてほしい」という要望も来ている。また、資格を取る人が出てくるだろうが、どの程度の人数が達成できるか、予測が難しい面もある。

8．提言

ジェンダーに基づく暴力の問題への関心や取り組み強化を求める声が強まっている中、その被害者支援を専門的に支援することはますます重要になってきている。それに対応できる専門的人材育成は、喫緊の課題である。日本社会のすべての地域で、支援者が職業として認められ、十分な収入を得られる職となり、熱意のある若い人々をも人材として活用できる状態になる必要がある。その状態を実現できない限り、被害者が救済されないままの状態が続くことになる。行政のみならず、市民や企業も協働し、現在の草の根の被害者

支援活動を支え、また次の支援者の育成に取り組むべきである。

現在、新法である困難女性支援法の令和６年度施行に加え、刑法・性犯罪規定の改正が今国会で見込まれ、また、DV 法の改正案が国会に上程されており、改正が見込まれる。このような状況をふまえると相談支援事業の充実はこれまで以上に求められ、国や自治体も人材育成する方針を持っている。これまで、相談支援員を自治体等が募集する際には、「臨床心理士・社会福祉士などの資格を持つ人」を募集することが多かった。しかし、そうした資格では GBV 被害者支援のために必要な知識や能力は十分ではない。また、これらの資格を有していなくても、本講座を修了し、実務経験を積んだ人の中には十分な能力を持つ人もいる。そこで、国や自治体は、人材育成・人材獲得の際に、当講座のカリキュラムを参考にし、また公的機関の人材育成の場としても当講座を活用されること、当講座を経て得た資格をもつ人材を積極的に支援現場に登用されるよう提案したい。

９．知見・教訓

① 他の国でも、同様の取り組みが進んでいることを知った。しかもそれは、民間の草の根の支援団体の活動の模索の積み重ねの上に作られた提言や理念、カリキュラムであった。

② ｅラーニング活用は一定程度有用であること。しかし、不慣れな人々への対応も必要であることが判った。
試行実施時期では、予想外に携帯メールで申し込んできて添付ファイルでのやり取りができない人、システムにログインできない人が多いことがわかった。受講料を払い込んだにも関わらずログインがなかなかできないために受講を諦めようという人まで現れた。こちら側もそれへの対応に慣れていなかった。本実施時には、まず携帯電話では受講できないことを最初に広報した。それでもスマホで受講したいという問い合わせはあり、ＰＣを貸与することを決めた。
また、当然のことであるが、資格の意味、効果、受講すると職が得られるのかどうかなどの問い合わせが複数あった。初めての開講であったため、開講後もラーニングシステム上の不具合や、講師からの講義内での指示に関することなど、細かなエラーやミスは受講生からの問い合わせなどによって、発見され続け、対応を重ねることとなった。１年目の開講期間を終えたころになって、「一部の科目群が視聴できない（探せない）」という問い合わせが来て驚いて業者とも協議したが、やはり受講者側の問題（単に探せなかった）であろうという結論になった。このようにｅラーニング特有のマイナーなトラブルには今後も対応を続けていく必要があるだろう。

③ 受講料分割払い（２回払い）を選んだ人が 32 人おり、この選択肢を設けたことは正解であった。今回もなかなか遅い時期まで支払いを完了しない人が出てきて個別に連絡を取って対応したが、今後もし、支払いが完了しない人が出てきた場合、受講できなくなるなどの対応をとる必要も出てくるだろう。

④ 受講料を振り込んでも、ほとんど視聴が進まない人が試行実施分でも本実施分でも一部いることがわかった。体調不良や多忙などのためで、３年間は視聴することができるという設定はニーズに合っていることが確認された。さらに３年では足りないので延長してほしいとか、１年間のうちの視聴できる期間を長くしてほしいという声が出

てきており、2023 年はできれば視聴できる期間を少しだけ長くすることをめざして調整している。

⑤ 講義内容についての受講生の感想や、受講生の学習結果のレベルについては、今後、少しずつ分析することとしているが、受講生の反応や熱意は二極分化しているもようである。これらをみながら資格認定の試験内容などの判断材料にしていきたい。

⑥ 市民団体による人材育成の必要性や効果、課題

そもそも民間支援団体は、必要に迫られ、必要なことを手弁当で支援してきた。従来の大学や資格制度などには存在しない分野の知識・スキルなので（少なくとも現在の日本では)、我々の手で、知恵を合わせてカリキュラムや教材を作る必要があった。もし、これが行政主導で作られたとしたら、(それでもおそらく我々民間支援者や、私たちと連携している研究者、専門家などが講師や立案者として駆り出されるだろうが)、やはり予算や考え方の面で限界があるものになったのではないだろうか。自分たちの必要と考えるものを十分に練り上げてのびのびと実現していくのには、市民団体が作るという方法の方が良いのではないかと思う。そして、同じような方式でヨーロッパやアメリカなどでも研修教材や資格認定が作り出されていることがわかった。ただ、そのような方法の課題は、一つは、やはり運営スタッフや予算を固定的に確保できるかどうかということが難しいこと、二つ目に、講義のコンテンツの質やテキストの質確保、コースの構成や単位取得の考え方などを明確にしていくためには、相談支援者とは別の専門性も求められるということがある。今回の場合は、委員や協力者、スタッフの中に複数の大学の教員や、学会等の事務の知識があるメンバーが加わったことによって、「学校を作る」ことがなんとか実現できたという幸運な面もあったと思われる。